日バス協業第331号 平成30年11月22日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会 会 長 三 澤 憲 一

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律並びに関連する政省令及び告示の施行について」

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、国土交通省自動車局旅客課長より、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進 に関する法律の一部を改正する法律並びに関連する政省令及び告示の施行について」別紙の とおり事務連絡がありました。

本法律(平成30年法律第32号)は、平成30年5月25日に公布され、政令(平成30年政令第297号)により同法の規定の一部が平成30年11月1日から施行されます(他の規定は平成31年4月1日から施行)。

また、あわせて「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する政令」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則及び移動円滑化のために必要な道路の占用に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」、及び「移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示」が施行されます。

法改正及び政令改正の概要並びに施行日は別紙(平成30年10月31日付け国土交通省総合政策局安心生活政策課事務連絡)のとおりとなります。

なお、本件について分かり易く整理した資料(別添)を添付します。

貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

(問合せ先)

(公社) 日本バス協会業務部 松浦

電話: 03-3216-4014